

### 3. アニメの製作に関する取引

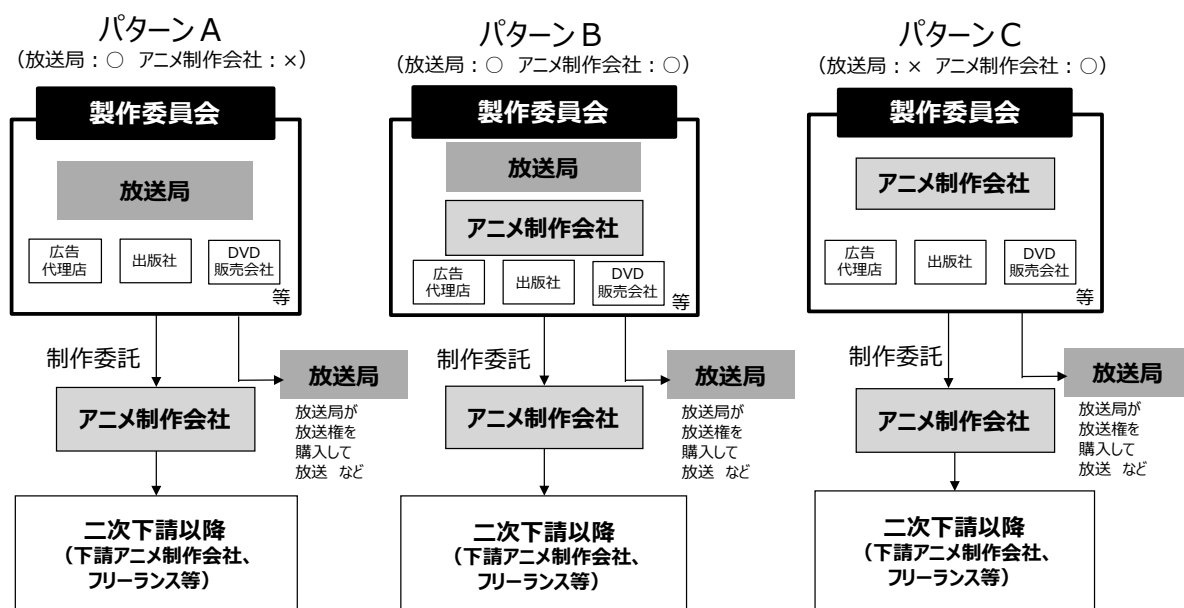
#### <基本的な考え方>

#### ○「製作委員会」について

アニメは「製作委員会」方式で製作される場合が多くなっている。製作委員会とは、「番組の製作や利用等の共同事業を営むため、局、アニメ制作会社、出版社、広告代理店、DVD販売会社等の複数の企業によって出資して組成された共同事業体<sup>26</sup>」を指す。

この製作委員会における局とアニメ制作会社との関係性は、局のみが製作委員会に参加している場合（下図、パターンA）や、両者いずれも参加している場合（下図、パターンB）、あるいはアニメ制作会社のみが参加している場合（下図、パターンC）がある。本ガイドラインに関する「フォローアップ調査<sup>27</sup>」によれば、下図のパターンBが最も多くなっている。

なお、製作委員会方式では、製作委員会（主に幹事社）がアニメ制作会社に制作委託をすることとなるため、本ガイドラインが想定している局とアニメ制作会社との下請取引とは、性格が異なることに注意が必要である。



<sup>26</sup> 経済産業省「平成28年度コンテンツ産業強化対策支援事業（映像コンテンツの海外展開と資金調達の在り方に関する調査事業）報告書」8頁（平成29年2月）

<[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H28FY/000847.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000847.pdf)>

<sup>27</sup> パターンA～Cそれぞれの回答割合は以下のとおりとなっている。

パターンAは放送事業者：26社中10社、番組制作会社：19社中6社

パターンBは放送事業者：26社中22社、番組制作会社：19社中15社

パターンCは放送事業者：26社中2社、番組制作会社：19社中1社

（出典）総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン 令和元年度フォローアップ調査結果の公表」（令和元年6月3日）

<[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu04\\_02000139.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000139.html)>

## <問題となり得る事例>

事例)局及びアニメ制作会社が製作委員会に参加している場合

【前提】○局及びアニメ制作会社が製作委員会に参加している。

○アニメ番組の著作権は製作委員会に帰属する。

A製作委員会が製作したアニメ番組がB局の放送枠で放映されることとなった。その際、製作委員会のメンバーであるB局はA製作委員会内での協議において、一方的に以下のような条件の承諾を求めた。これに対し、A製作委員会のメンバーであるアニメ制作会社から、局印税(※)の率や二次利用許諾の窓口について異議を申し述べたところ、B局から「それでは放送は困難である」との返答を受けたため、やむを得ず承諾せざるを得なかった。

①放送したことがプロモーション効果につながると言われ、「局印税」として、DVD売上等アニメ番組の二次利用収益の○%を○年間放送局に納付すること、及び二次利用許諾の窓口は放送局(又は放送局の関連会社)とすること(放送局に対する窓口手数料も発生する。)

②当該アニメ番組の海外販売の際の二次利用収益の○%を○年間放送局に納付すること、及び二次利用許諾の窓口は放送局(又は放送局の関連会社)とすること(放送局に対する窓口手数料も発生する。)

※ 局印税とは、放送局が、アニメ番組を放送することによって、プロモーション効果があると主張し、放送したことを理由に要請する、アニメ番組の二次利用収益の配分。

本事例の場合、放送局が他の製作委員会構成員に対して優越的地位にあるか否かが論点となる。

局が一方的に二次利用の収益配分(例:「局印税」の長すぎる設定期間や広すぎる設定範囲、高すぎる料率等)や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となるおそれがあるため、事前に構成員の間で十分な協議が行われることが必要である。

Q12:映画等の制作においては、製作委員会方式が採られる場合が多いが、製作委員会名で映画制作をプロダクションに委託した場合には、製作委員会が親事業者に該当するか。

A:当該製作委員会が法人格を持つ場合には、委託先のプロダクションとの間で出資金の金額が資本金区分の要件を満たせば、当該製作委員会が親事業者となる。

一方、当該製作委員会が法人格を持たない場合には、当該製作委員会は親事業者とはならず、それぞれの参加事業者ごとに資本金区分を満たせば、それぞれの参加事業者が親事業者となる。この場合、製作委員会に参加している事業者が共同でプロダクションに制作を委託しているのであれば、製作委員会名で3条書面を交付することは差し支えない。

(出典)公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」21頁(令和元年11月)

<[https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu\\_files/R1textbook.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf)>

## (参考) 独占禁止法の考え方

独占禁止法に基づき解釈を行う場合、優越的地位にあるか否かを判断することとなるが、その検討をする上では、局の取引上の優越性について整理する必要がある。

役務取引ガイドラインでは、継続的な役務の委託取引において、委託者が優越的地位にあるか否かについて次のように記述されている。

#### 第1 優越的地位の濫用規制についての基本的考え方

2 役務の委託取引において委託者が受託者に対し取引上優越した地位にある場合とは、受託者にとって委託者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、委託者が受託者にとって著しく不利益な要請等を行っても、受託者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、受託者の委託者に対する取引依存度、委託者の市場における地位、受託者にとっての取引先変更の可能性、その他委託者と取引することの必要性を示す具体的事実(取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる役務の需給関係等)を総合的に考慮する。

(出典)公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成23年6月23日)のうち「第1 優越的地位の濫用規制についての基本的考え方」より  
<<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>>

優越的地位にあるか否かを判断する際には、上記のとおり、「取引依存度」や「委託者の市場における地位」、「取引先変更の可能性」等を総合的に考慮し、個別に判断されることとなる。

#### ■アニメーション産業に関する実態調査報告書での指摘事項等について

放送事業者の取引上の地位に関する参考として公正取引委員会「アニメーション産業に関する実態調査報告書」(平成21年1月23日)を以下に引用する。

#### 第4 独占禁止法及び下請法上の評価

アニメ制作委託における取引実態を踏まえ、独占禁止法及び下請法上の評価をまとめると、以下のとおりである。

##### 1 発注者の受託制作会社に対する取引上の地位

発注者が受託制作会社に対して、取引上優越した地位にあるか否かはその時々々の取引環境によって様々であり、一律に判断することはできない<sup>21</sup>。しかし、①委託取引の一般的な特性として、発注者が受託者に対して製作を委託した成果物は、発注者の仕様等に基づいた特殊なものが多く、汎用性のある商品とは異なり、発注者が成果物を受領しない場合には受託者がその成果物を他社に転売することは不可能であること、②テレビ局と元請制作会社の取引については、現在の我が国において全国にあまねく知らせる上で地上波テレビほど強力な媒体はなく、地上波テレビ局で放映されるか否かは、DVD販売を始めとするアニメ作品の売上を大きく左右することとなること、③元請制作会社と下請制作会社の取引については、下請制作会社は小規模な事業者が多いといった事情や、売上の大半を特定の事業者からの受託に依存しているケースが見受けられたこと、等の事情にかんがみると、テレビ局や元請制作会社などの発注者の受託制作会社に対する取引上の地位は優位にあることが多いと考えられる。

注21: 委託者が受託者に対して取引上優越した地位にある場合とは、受託者にとって委託者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、委託者が受託者にとって著しく不利益な要請を行っても、受託者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、受託者の委託者に対する取引依存度、委託者の市場における地位、受託者にとっての取引先変更の可能性、取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる成果物の需給関係等を総合的に考慮する(役務委託取引ガイドライン第12)。

注22: 発注者が法人格のない製作委員会である場合は、製作委員会の出資者のうち①又は②の資本金の条件を満たすすべての事業者がそれぞれ「親事業者」として下請法の規制対象となる。なお、この場合、製作委員会名で発注書面を交付することは差し支えない(『下請取引適正化推進講習会テキスト』18頁(平成20年11月))。

(出典):公正取引委員会「アニメーション産業に関する実態調査報告書」48頁(平成21年1月23日)

独占禁止法の「役務取引ガイドライン」では以下の記述がなされている。

#### 7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い

##### (2)独占禁止法上問題となる場合

情報成果物が取引対象となる役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、当該成果物を作成した受託者に対し、次のような行為を行う場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

##### イ 情報成果物の二次利用の制限等

- ① 受託者に権利が発生し、委託者には権利が発生しないにもかかわらず、委託者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、受託者との間で、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合

(出典)公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成23年6月23日)のうち「7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」より

<<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>>

また、公正取引委員会「アニメーション産業に関する実態調査報告書」(平成 21 年 1 月 23 日)でも二次利用収益配分や、窓口業務の帰属、局印税の問題等について以下のような記述がされている。

#### ア 二次利用収益の配分についての考え方

##### (イ)独占禁止法及び下請法上の評価

一般に、受託制作会社に著作権が発生する場合に、取引上優越した地位にある発注者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、あるいは、当該アニメ作品が発注者との委託取引の過程で得られたこと又は発注者の費用負担により作成されたことを理由として、受託制作会社に対し、一方的にアニメの二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合などには、不当に不利益を受託制作会社に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用の問題や下請法上の問題(第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止))を生じやすい。

##### イ 窓口業務の帰属

##### (イ)独占禁止法及び下請法上の評価

二次利用許諾の窓口業務を発注者と受託制作会社のどちらが担当するかについては、取引当事者の合意によって決めるべき事項であるが、窓口業務を行う主体について事前が取決めがない場合において、優越的な地位にある発注者がその地位を不当に利用して窓口業務の主体となることは、優越的地位の濫用として問題となり得るものであり、窓口業務を行う主体については事前に明確にしておくことが必要である。

##### ウ 窓口手数料・局印税の問題

##### (イ)独占禁止法及び下請法上の評価

窓口手数料等の徴収自体は直ちに独占禁止法及び下請法上問題となるものではないが、一般に、取引上優越した地位にあるテレビ局や製作委員会出資者が、他の製作委員会出資者や直接・間接に制作を受託している制作会社に対して、窓口手数料や局印税を一方的に要求する場合には、受託制作会社に対して不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用の問題や下請法上の問題(第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止))を生じやすい。したがって、このような問題の未然防止のためには、取引条件交渉時に、二次利用収益への貢献度やプロモーションのための手間やコストなどを十分に説明、協議の上、窓口手数料等を設定することが求められる。